

トピックス(主な内容)

●特集記事: P 1・2・3

- ・消費者市民社会の実現に向けて
あなたの行動が社会を変える
(消費者トラブル編)(エシカル編)

●消費生活関連情報: P 4

- ・消費生活総合センターの業務案内
・お知らせ

特集記事

消費者市民社会の実現に向けて!

消費者一人ひとりが、自分だけでなく周囲や地域の人々、将来生まれてくる子どもたちのこと、さらには社会経済情勢や地球環境のことまで考え、消費生活を通して社会の発展と改善に積極的に参画する社会を『消費者市民社会』といいます。

■消費者市民社会における具体的な行動例■

■商品等の安全■



- ◆商品のラベル・説明書をよく読んで使用する。周りの人が誤った使い方をしていれば注意する。
- ◆安全性に疑問がある場合には事業者に質問し、トラブルが発生した場合には、事業者に情報提供し、原因を確認するとともに、再発防止を要請する。など

■生活の管理と契約■

- ◆環境や社会に配慮された商品やサービスを選択する。
- ◆消費者のための制度(クーリング・オフ等)について理解するとともに、高齢者の見守り活動に参加し、こうした制度を活用する。など

■情報とメディア■



- ◆商品情報(パンフレット、広告等)、市町村や消費生活センターなどの発信する消費者情報、被害情報等を収集するように努め、またそれらをソーシャルメディアなどを活用して発信・共有する。
- ◆消費が環境や社会経済に与える影響に関する情報に关心を持ち、情報の収集・検討・発信を主体的に行う。など

出典: 消費者庁ウェブサイト「消費者市民社会における具体的な行動例」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/consumers_civil_society/index.html

つづく▶▶▶

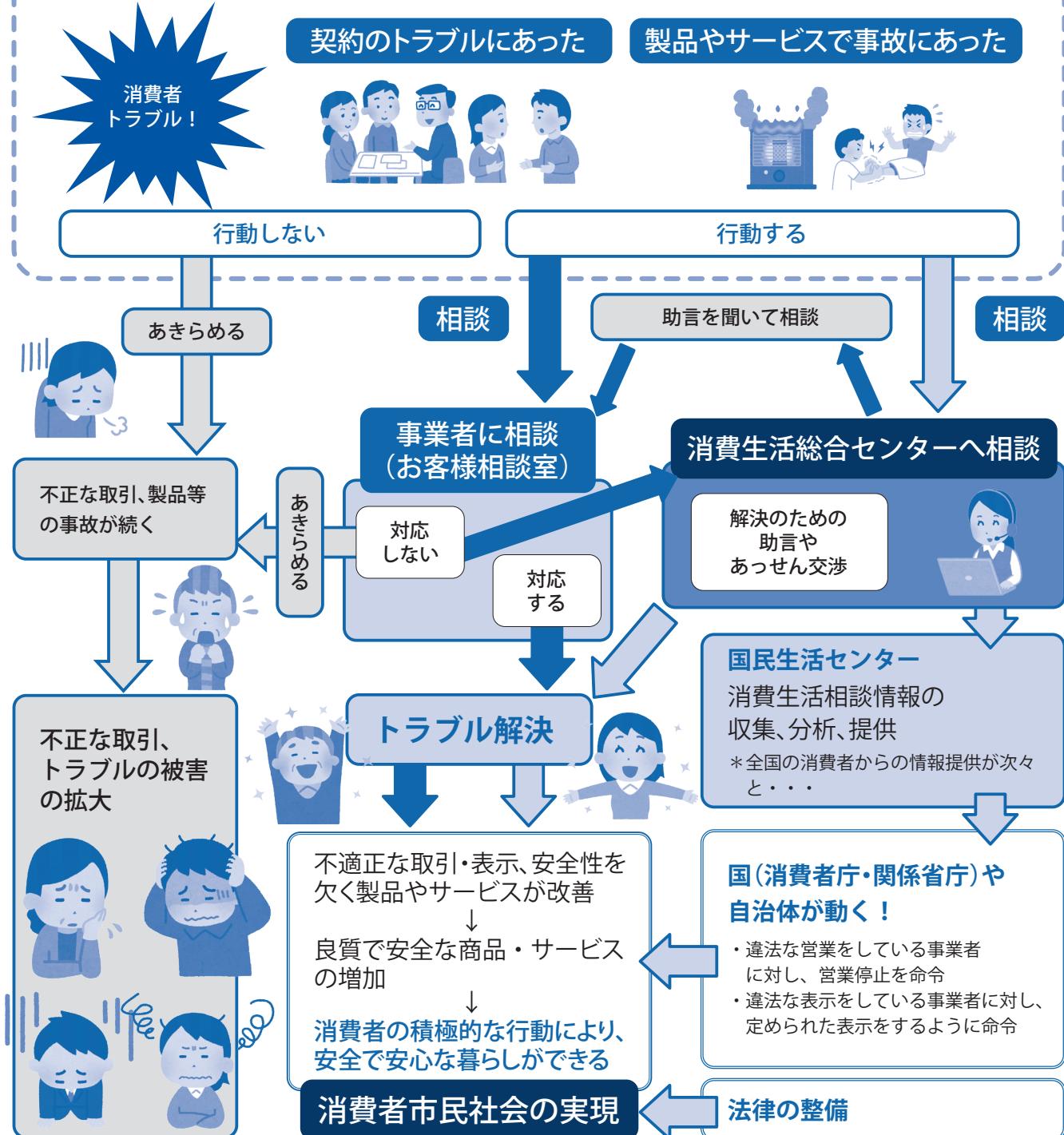
消費生活相談電話 045-845-6666 [平日 9:00~18:00]
[土・日 9:00~16:45]

あなたの行動が社会を変える！（消費者トラブル編）

消費者トラブルにあったら、あなたはどうする？

▶▶▶ 消費生活総合センターや事業者（お客様相談室）に相談！

消費生活総合センターや事業者（お客様相談室）に相談する意義について、考えてみよう！



※消費者庁『社会への扉』11ページを参考に作成

契約や商品・サービスなどのトラブルでお困りのときは・・・

『横浜市消費生活総合センター』へお電話にてご相談ください



TEL 045-845-6666

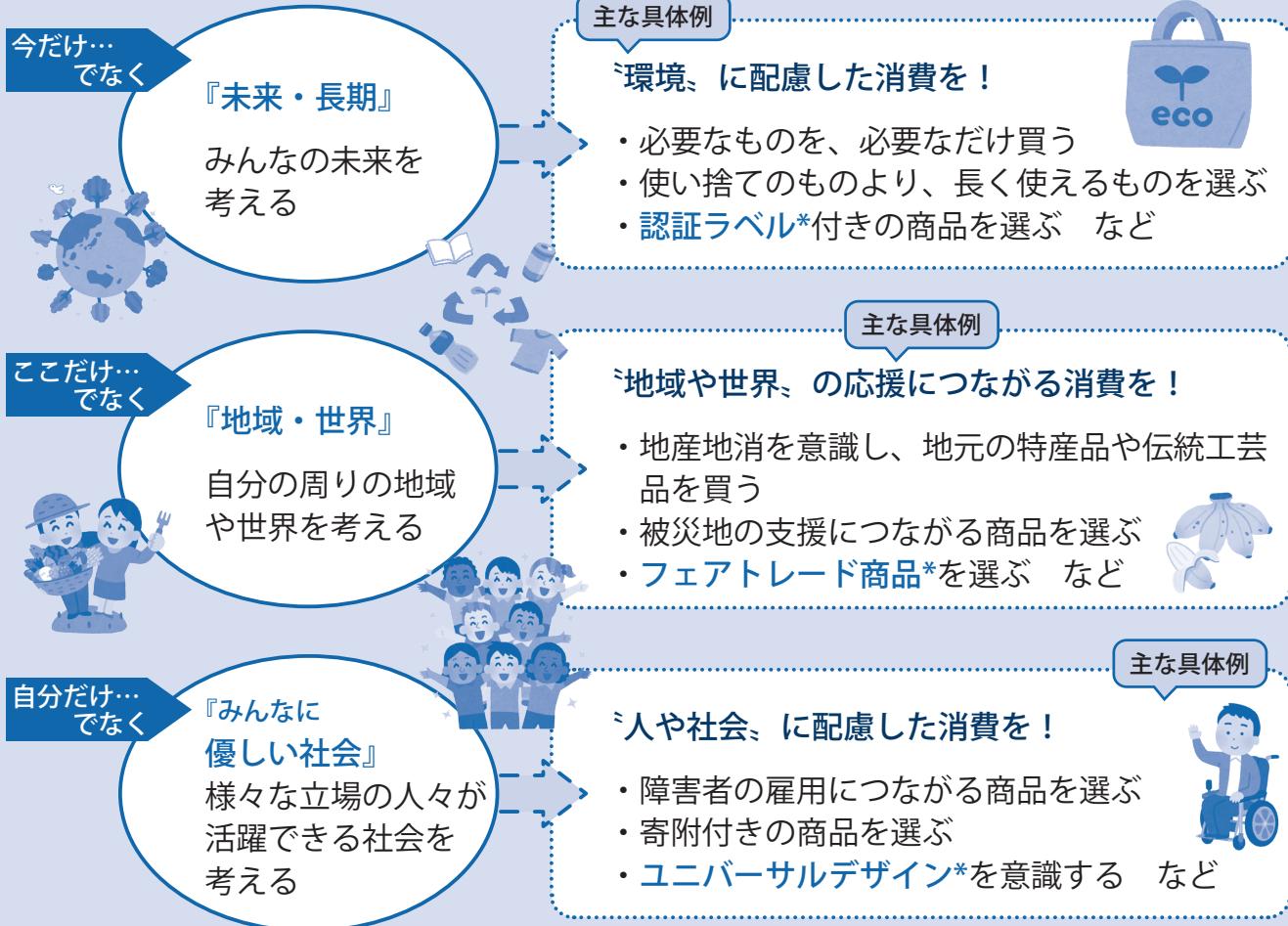
平日 9:00 ~ 18:00
土・日 9:00 ~ 16:45

あなたの行動が社会を変える！（エシカル消費編）

『エシカル（ethical）』とは『倫理的な、道徳的な』という意味で、『エシカル消費』は、人や社会、環境などに配慮したものやサービスを選んで消費することです。



『エシカル消費、できることから始めましょう！



この具体例は必ずしも1つの分類のみに当てはまるとは限りません

※消費者庁『みんなの未来にエシカル消費』を参考に作成

*認証ラベル

第三者機関によって審査され、安全性や品質、性能に関する基準を満たしたものに付けられ、『認証マーク』、『サステナブル・ラベル』とも呼ばれています。よく知られている『エコマーク』のほかにも多数あります。

*フェアトレード商品

フェアトレードとは『公正な貿易、を意味します。生産者の暮らしの改善や自立の実現、環境保護を目指し、適正な価格で取引される商品のことです。フェアトレードの対象品目には、コーヒー、紅茶、カカオ、スパイス、果物、砂糖、ワイン、大豆・豆類、スポーツ用ボール類などがあります。

*ユニバーサルデザイン

バリアフリー（障壁・不便などを取り除く）の考え方をさらに進め、国籍・性別・年齢等の違いを超えて、全ての人が暮らしやすい『まちづくり』、『ものづくり』、『環境づくり』等を目指したデザインです。

横浜市消費生活総合センターの業務案内

横浜市消費生活総合センターでは、市民の皆さまの安全で快適な暮らしを実現するために、消費生活相談や消費生活情報の発信、消費者活動支援などを行っています。

消費生活相談

商品・サービスの契約トラブルなど、消費生活に関する消費者からの相談を受け付けています。
困ったときは、まずはご連絡ください。

電話で相談 TEL 045-845-6666

平 日 9:00～18:00

土・日 9:00～16:45

*祝日・休日、年末年始12/29～1/3を除く



FAXで相談 FAX 045-845-7720

電話で相談内容を確認しますので、必ず連絡可能な電話番号及びFAX番号を明記ください。



メールで相談 横浜市消費生活総合センターで検索

センター公式ホームページから、「相談窓口のご案内はこちら」⇒「メールで相談する」
*確認事項を必ずお読みください。



面接相談

上記の電話・FAX番号から事前に予約してください。



消費者教育・啓発

消費生活に関するテーマで、「消費生活教室(各区と共に催)」「出前講座」「簡易テスト実習」を実施しています。【問合せ先】相談啓発課 TEL 045-845-5640



消費生活情報の発信

センターの公式ホームページにて

- ・「相談事例」の紹介・「各区の消費生活相談情報」の発信・「消費生活教室」などのイベント案内
- ・「動画ギャラリー」(消費生活教室・簡易テスト実習など)の発信

「週刊はまのタスケ・メール」や「X (旧ツイッター)」による、相談事例やイベント情報等の発信
「よこはまくらしナビ」、「各種啓発リーフレット」などの情報紙発行



資料展示・会議室の貸出し

消費生活に関する図書や雑誌、リーフレットの閲覧や、図書・DVD・展示パネルの貸出を行っています。また、消費者団体のほかグループ学習会、研修会などに利用できる会議室も貸し出しています。

【問合せ先】展示・情報資料室 TEL 045-845-6604

お知らせ

『よこはまくらしナビ増刊号』(季刊)は、今回の春号をもって発行を終了させていただきました。
引き続き、ほかの情報紙やホームページ・メール・SNSなどで消費生活情報を発信してまいります。

発行

横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話:045-845-5640 FAX:045-845-7720
作成:公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日:令和7年2月25日

